

(様式第6号)

令和2年12月25日

大阪市長

住所 大阪市中央区北浜1-2-4

(主たる事務所の所在地)

氏名 集英地域活動協議会
会長 大橋 達夫

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第3号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「小西邸北船場茶会」、「e-よこ逍遥事業」、「節分ふるまいぜんざい」、「北船場フリーペーパー発刊事業」を中止し、「防犯カメラ設置維持管理事業」を追加する。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、「小西邸北船場茶会」、「e-よこ逍遥事業」、「節分ふるまいぜんざい」、「北船場フリーペーパー発刊事業」を中止とする。

なお、余剰となった補助金については、「防犯カメラ設置維持管理事業」に流用する。

(様式第6号)

令和2年6月2日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区北久宝寺町 1-7-4

(主たる事務所の所在地)

氏 名 浪華地域活動協議会

(団体の名称及び代表者の氏名印)

会長 大喜田 一夫



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第5号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「浪華の輪夏祭り」事業を中止。

「地域防災力向上活動」事業を追加。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、「浪華の輪夏祭り」事業を中止とする。なお、余剰となった補助金については、新たに「地域防災力向上活動」事業を追加し、流用する。

(様式第6号)

令和2年7月3日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区北久宝寺町1-7-4

(主たる事務所の所在地)

氏 名 浪華地域活動協議会
会長 大喜田 一夫

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第5号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「船場まつり」、「船場まつり講演会」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和2年10月22日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区北久宝寺町 1-7-4

(主たる事務所の所在地)

氏 名 浪華地域活動協議会
会長 大喜田 一夫

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第5号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「浪華地域音楽鑑賞会」事業、「浪華地域見学研修会」事業を追加。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、中止となった事業の余剰となった補助金を「浪華地域音楽鑑賞会」事業、「浪華地域見学研修会」事業に流用する。

(様式第6号)

令和2年11月27日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区北久宝寺町 1-7-4

(主たる事務所の所在地)

氏 名 浪華地域活動協議会
会長 大喜田 一夫

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第5号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「歳末防犯パトロール」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和3年2月12日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区釣鐘町 1-6-6-706

(主たる事務所の所在地)

氏 名 北大江地域活動協議会
会長 鳥居 純一



(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第6号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「あったかまち祭り」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

2020年7月3日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区糸屋町2-2-16

(主たる事務所の所在地)

氏 名 中大江地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 富井 俊明



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第7号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

イ-4 中大江校下夏祭り子ども太鼓事業の実施内容を変更

(変更理由)

多くの地域住民が集まり、中大江校下夏祭り子ども太鼓事業を行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域住民が集まり子ども太鼓を行うことは中止とする。ただし、事業を維持するために必要な令和2年度予算で申請している予算の一部については購入する。余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

2020年7月3日

大阪市長

住所 大阪市中央区糸屋町2-2-16

(主たる事務所の所在地)

氏名 中大江地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 富井 俊明



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第7号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

カー1ふれあい運動会を中止

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

2020年7月3日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区糸屋町 2-2-16

(主たる事務所の所在地)

氏 名 中大江地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 富井 俊明



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第7号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

カー7 第55回中大江校下盆踊り大会の実施内容を変更

(変更理由)

多くの地域住民が集まり、第55回中大江校下盆踊り大会を行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域住民が集まり第55回中大江校下盆踊り大会を行うことは中止とする。ただし、事業を維持するために必要な令和2年度予算で申請している予算の一部については購入する。余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

2020年7月6日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区糸屋町 2-2-16

(主たる事務所の所在地)

氏 名 中大江地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 富井 俊明



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第7号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

カー9 中大江校下さくらまつり茶会を中止

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和3年1月25日

大阪市長

住所 大阪市中央区系屋町 2-2-16

(主たる事務所の所在地)

氏名 中大江地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 富井 俊明



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第7号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

ア-2 避難所開設訓練の実施内容を変更

(変更理由)

多くの地域住民が集まり、避難所開設訓練を行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため訓練は中止とする。ただし、令和2年度予算で申請している避難所開設に必要な防災備品は購入する。

(様式第6号)

令和3年1月25日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区糸屋町 2-2-16

(主たる事務所の所在地)

氏 名 中大江地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 富井 俊明



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第7号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

カー5 スケート教室を中止

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和3年1月25日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区糸屋町 2-2-16

(主たる事務所の所在地)

氏 名 中大江地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 富井 俊明



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第7号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

カー8 もちつき大会を中止

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和3年3月4日

大阪市長

住所 大阪市中央区糸屋町 2-2-16

(主たる事務所の所在地)

氏名 中大江地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 富井 俊明



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第7号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

ウ-6 文化講演会を中止

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和3年3月4日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区糸屋町 2-2-16

(主たる事務所の所在地)

氏 名 中大江地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 富井 俊明



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第7号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

カー10 中大江校下さくらまつり茶会準備事業を中止

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和 2 年 4 月 2 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区農人橋1丁目4番21号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 南大江地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 伊藤 弘一郎



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 2 年 4 月 / 日付け大阪市指令中市第 8 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「春の南大江まつり」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和2年10月29日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区農人橋1丁目4番21号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 南大江地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 伊藤 弘一郎



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第8号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

下記の事業を中止とする

「健康ウォーク」

「南大江地域子育て応援団」

「土間カフェ」

「南大江生涯学習ルーム」

「南大江地域文化祭たんぼぼの会」

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 2 年 12 月 10 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区農人橋 1 丁目 4 番 21 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 南大江地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 伊藤 弘一郎



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 2 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 8 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

下記の事業を中止とする

「南大江子ども自然体験会 (スキー)」

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和 2年 6月 3日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区玉造 1-11-12

(主たる事務所の所在地)

氏 名 玉造地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印) 会長 黒石 力

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 2年 4月 1日付け大阪市指令第9号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

カー3 たまつくり盆踊り大会事業について、行事实施を中止

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、事業行事の実施が困難なため、その行事を中止とする。なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要となるものに流用する。

(様式第6号)

令和 2年 9月 10日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区玉造 1-11-12

(主たる事務所の所在地)

氏 名 玉造地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 黒石 力

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 2年 4月 1日付け大阪市指令第9号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

アー1 地域防災訓練事業について、9月12日実行予定の行事实施を中止

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、事業行事の実施が困難なため、その行事を中止とする。なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要となるものに流用する。

(様式第6号)

令和 2年 12月 4 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区玉造 1-11-12

(主たる事務所の所在地)

氏 名 玉造地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印) 会長 黒石 力

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 2年 4月 1日付け大阪市指令第9号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

イ-6 「ふれあい交流会」事業について、行事实施を中止

(変更理由)

現況において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、事業行事の実施が困難なため、その行事を中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要となるものに流用する。

(様式第6号)

令和 3年 2 月 15 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区玉造 1-11-12

(主たる事務所の所在地)

氏 名 玉造地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印) 会長 黒石 力

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 2年 4月 1日付け大阪市指令第9号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

- イー2 「生涯学習ルーム」について、事業行事实施を中止
- イー5 「子ども図画展」について、事業行事实施を中止
- エー1 「たまつくり地域健康講座」について、行事实施を中止
- エー2 「たまつくり健康ハイキング」について、行事实施を中止
- カー2 「女性学習会」について、事業行事实施を中止

(変更理由)

年度内実施を予定して、開始開催を延期していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、事業行事の実施が困難なため、これらを中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要となるものに流用する。

(様式第 6 号)

令和 2 年 6 月 26 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区谷町 6 丁目 5 番 30 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 桃園地区地域活動協議会

会長 浦野 皖次



(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 2 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 10 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「ラジオ体操」・「納涼ビアガーデン」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 2 年 9 月 29 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区谷町 6 丁目 5 番 30 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 桃園地区地域活動協議会
会長 浦野 皖次 印

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 2 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 10 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「自然文化体験ツアー」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和2年9月24日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区上本町西2-5-25

(主たる事務所の所在地)

氏 名 桃谷連合地域活動協議会
会長 原田 壽幸 印

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第11号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「ラジオ体操」・「子ども水あそび」・「公園掃除」・「中央区盆踊り大会」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和2年9月24日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区上本町西2-5-25

(主たる事務所の所在地)

氏 名 桃谷連合地域活動協議会
会長 原田 壽幸 印

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第11号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「vol. 11 ももだにコンサート」・「中秋の名月」・「空堀・桃谷ふれ愛まつり」を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和3年2月8日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区上本町西2-5-25

(主たる事務所の所在地)

氏 名 桃谷連合地域活動協議会

会長 原田 壽幸

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第11号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「歳末夜警」・「もちつき大会」・「野外調理体験」・「桃谷歌声のつどい」を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 2 年 8 月 1 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区上本町西 5-1-38

(主たる事務所の所在地)

氏 名 東平地区地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 小村 太一



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 2 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 12 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「東平月見の会」「親子ハイキング」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和3年2月15日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区上本町西5-1-38

(主たる事務所の所在地)

氏 名 東平地区地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 小村 太一



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第12号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「防災訓練事業」「高齢者食事サービス事業」「ふれあい喫茶・いきいき教室」「東平花見の会」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和2年7月22日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区高津1丁目1番61号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 金甌地域活動協議会
会長 倉橋 正直



(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第13号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「天川村川遊び」・「ラジオ体操」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和2年12月12日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区高津1丁目1番61号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 金甌地域活動協議会
会長 倉橋 正直

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第13号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「餅つき大会」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和2年5月27日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区南船場3丁目7番12号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 芦池地域活動協議会

会長 永澤 輝久



(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第15号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「南船場活性化検討会」を中止し、「広報事業」を追加する。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、「南船場活性化検討会」を中止とする。

なお、余剰となった補助金については、「広報事業」に流用する。

(様式第 6 号)

令和 3 年 2 月 15 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区南船場 3 丁目 7 番 12 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 芦池地域活動協議会

会長 永澤 輝久



印

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

○ 令和 2 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 15 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「コミュニティ学習会」「花を活用した交流事業」「ローズサロン」

「南船場寄席」を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

○

(様式第6号)

令和2年9月3日

大阪市長

住所 大阪市中央区西心斎橋2丁目9番15号

(主たる事務所の所在地)

氏名 御津地域活動協議会
会長 松田 淳一



(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第16号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

- ・ウ-福祉分野「憩いの家事業」を追加
- ・ウ-福祉分野「事業実施に伴う水道光熱費」を追加

(変更理由)

- ・当該事業について、予算申請後に地域による話し合いのもと、実施が決定したため。

(様式第6号)

2020年6月15日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区東心齋橋1丁目14番15号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 大宝地域活動協議会

会長 清田 敬一

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第17号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

ア-防犯・防災分野「大宝防災力向上事業」を追加

(変更理由)

当該事業について、予算申請後に地域による話し合いのもと、実施が決定したため

(様式第6号)

令和2年6月16日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区東心斎橋1丁目14番15号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 大宝地域活動協議会

会長 清田 敬一

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第17号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

カー7 大宝文化会館交流事業を中止

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和2年6月16日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区東心斎橋1丁目14番15号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 大宝地域活動協議会

会長 清田 敬一

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第17号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

カー6 大宝敬老会の実施内容を変更

イベントの中止であり、事業は実施する。

(変更理由)

高齢者が集まり、舞台装置、設備、音響機器を揃え、民謡部、詩吟部、フランドンスによる演し物等を行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集まることをとりやめ、高齢者の心身の健康維持するため高齢者見守り活動へ変更する。

敬老会記念品を配布し、安全確認

(様式第6号)

令和 3年 2月 8日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区島之内 2-12-19

(主たる事務所の所在地)

氏 名 道徳地域活動協議会

会長 三浦 修芳

(地域活動協議会の名称、代表)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第18号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

下記の事業を中止とする

- ・ア-1 歳末夜警
- ・イ-2 南小学校下納涼祭
- ・ウ-1 ふれあい喫茶
- ・ウ-2 敬老会
- ・エ-1 南小学校ラジオ体操
- ・カ-3 島之内ふれ愛フリーマーケット

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和2年7月3日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区高津 3-3-9

(主たる事務所の所在地)

氏 名 高津地域活動協議会
会長 宮崎 唯史

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第19号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「高津わいわい祭り」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和2年 // 月27日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区高津 3-3-9

(主たる事務所の所在地)

氏 名 高津地域活動協議会
会長 宮崎 唯史

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第19号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「高津子ども餅つき大会」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和 2 年 6 月 29 日

大 阪 市 長

住 所 中央区千日前1丁目5番8号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 精華地域活動協議会
会長 菊地 正紀

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)



大阪府中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第20号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪府中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

下記の事業を中止とする

- ・ 異文化紹介事業
- ・ 道頓堀川舟渡御巡行

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 3 年 / 月 8 日

大 阪 市 長

住 所 中央区千日前 1 丁目 5 番 8 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 精華地域活動協議会
会長 菊地 正紀



(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 2 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 20 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

下記の事業を中止とする

- ・ 歳末夜警
- ・ 文化交流事業

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和3年3月26日

大阪市長

住所 中央区千日前1丁目5番8号

(主たる事務所の所在地)

氏名 精華地域活動協議会
会長 菊地 正紀

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)



大阪府中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第20号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪府中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

- 下記の事業を中止とする
- ・在留外国人のための相談会

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和 2 年 6 月 2 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区難波千日前5番25号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 河原地区地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 長谷川 清利



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第21号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「研修会」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和 2年 7月 21日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区難波千日前5番25号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 河原地区地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 長谷川 清和



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第21号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「河原盆踊り大会」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和2年8月5日

大阪市長

住所 大阪市中央区難波千日前5番25号

(主たる事務所の所在地)

氏名 河原地区地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 長谷川 清和

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第21号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「河原ファミリー会世代間交流」事業を中止。

「河原クリスマス会」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和 2 年 12 月 11 日

大 阪 市 長

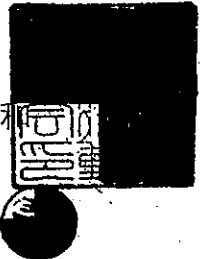
住 所 大阪市中央区難波千日前5番25号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 河原地区地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 長谷川 清和



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和2年4月1日付け大阪市指令中市第21号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「年末夜警」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。